

令和 6 年度「なは市議会だより」印刷製本業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定に基づき次のように公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和6年度「なは市議会だより」印刷製本業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 議会事務局
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 契 約 予 定 日 令和6年4月1日
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで

※本事業予算については、令和6年度当初予算に計上しているところです。

事業執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱第10条第1項に規定する物品購入等入札参加資格者名簿(令和6・7年度)に登録されている者。
- (2) 令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿に市内業者又は準市内業者で登録されている者で、第1希望業種又は第2希望業種が普通印刷で登録されている者。
- (3) 校正原稿の校了後から納品まで、15万部以上の大量印刷を8日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で確実に遂行できる者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこ

と。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者
にあつては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。
- (6) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 経営状態が健全であると認められること。
- (8) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下にならないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 公告日から入札執行日までの間に、本市か那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと(同要綱別表指名停止等基準表に該当していないこと)。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月22日(金) 午前10時
- (2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所4階
教育福祉委員会室 ※郵送等による入札は認めません。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第8条第1項の各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

5 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出期限 令和6年3月11日(月) 午後5時15分(郵送の場合は必着)
- (3) 提出場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所4階
議会事務局 調査法制課

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 最低制限価格

本業務において過度な低価格発注による印刷物の品質の悪化等を防止する観点から、最低制限価格を設定します。

8 お問い合わせ

那覇市議会事務局 調査法制課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-8194 FAX 098-862-8296

Email g-tyou001@city.naha.lg.jp